

## 令和6年度 松山市特定子ども・子育て支援施設等確認監査実施方針

### [ 基本方針 ]

特定子ども・子育て支援施設等（新制度未移行幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む。）、認定こども園及び幼稚園並びに特別支援学校で行う預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業）に対する確認に関する監査については、関係法令、通知に基づき、確認基準の遵守及び給付費が適正に請求されているかを確認するために、施設及び事業者の負担を考慮し、原則として施設監査と同時に実地指導として実施する。なお、実地指導は、定期的かつ計画的に実施する。

### [ 重点事項 ]

- ①特定子ども・子育て支援の提供記録及び市町村への通知に関する記録の保存
  - ・特定子ども・子育て支援を提供した際、提供日、時間帯、内容その他必要な事項を記録し保存するとともに、施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知を保存しているか。
  
- ②利用料及び特定費用の額の受領状況
  - ・特定子ども・子育て支援を提供した際、施設等利用給付認定保護者からの利用料の支払い状況、支払額を適切に管理しているか。
  - ・特定費用（利用料以外の金銭）について、当該支払いの使途、額、理由を、保護者へ事前説明を書面により行い、同意を得ているか。